

広島県告示第七七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

令和四年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域〔令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。〕に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和六十二年五月二十三日付農林水産省告示第六百五十二号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所並びに尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）